

# 学校いじめ防止基本方針

## 【令和6年度版】

伊達市立掛田小学校

### 1 基本理念

- (1) 児童と保護者、教職員が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識を持つ。
- (2) 学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、児童の主体的ないじめ防止活動を推進する。
- (3) いじめは教職員・保護者の目の届きにくいところで発生しており、学校組織としての早期発見に取り組み、いじめを積極的に認知するとともに、家庭・地域と連携して実態把握に努める。
- (4) いじめ問題が発生したときには、事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する児童保護者が納得する解消を目指す。

### 2 基本方針

#### (1) いじめの定義

「いじめ」とは児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとする。

【いじめ防止対策推進法第二条一項より】

#### (2) いじめ防止等対策のための組織

##### ① いじめ防止委員会（生徒指導委員会が兼ねる）

年に3回（各学期1回）委員会を行い、生徒指導年間指導計画の確認と全職員で配慮を有する児童について現状や指導について共通理解を図る。

##### ② いじめ対策チーム

全職員で組織し、調査班と対応班を位置づけて取り組む。場合によっては、S C や S S W 、 P T A 本部役員も加わる。

#### (3) いじめ未然防止のための取組

##### ◎ いじめを許さない学校づくり

###### 《教育活動全体を通して》

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」ことを常に指導する。
- ・差別や偏見を持たせず、相手の立場を考え思いやることができるようになる。
- ・好ましい人間関係の醸成に努める。

##### ◎ 学びの基礎となる望ましい学級・集団づくり

###### 《子どもと教師、子ども同士の信頼関係の構築》

- ・子どもが安心して話せる・学べる環境づくりを行う。
- ・個を大切にする学級経営に心がける。

###### 《道徳教育の充実》

- ・思いやり・感謝・生命尊重の心の育成を図る。
- ・H P 等で積極的な情報発信に努める。
- ・教職員の研修を充実させる。

###### 《特別活動の充実》

- ・よさを認め合い個性の伸長を図る指導する。

##### ◎ 分かる・できる授業の実践

###### 《日々の授業の充実》

- ・めあてとまとめの整合性を図る。
- ・発問や板書の工夫する。
- ・現職教育での授業実践・改善を十分に行う。

- (4) いじめの早期発見のための取組
- ◎ 実態把握  
《実態調査》
    - ・日常観察をこまめに行う。
    - ・Q U検査で学級の傾向を把握する。
      - (6月)
    - ・いじめアンケート調査する。
      - (6月・11月・3月)
    - ・個に応じて教育相談を隨時行う。
      - (6月・11月は全員)
    - ・養護教諭、S C等からの情報提供を受ける。
  - ◎ 指導体制  
《組織的指導体制の構築》
    - ・校長を中心に全職員一致協力体制の確立を図る。
    - ・職員会議などで対応マニュアル等の共通理解を図る。
- (5) いじめに対する措置
- ◎ いじめを認知した時の対応
    - ① いじめ情報のキャッチ(認知)
    - ② 報告
      - ・憶測を入れない。
      - ・些細なことでも報告する。
    - ③ 事実把握・情報収集
      - ・いじめられた子、いじめた子から事情聴取をする。
      - ・他児童生徒、教職員から情報収集を図る。
      - ・いじめられた子、いじめた子の保護者へ、誠意を持って説明する。
    - ④ 問題状況の把握・理解  
《いじめ・不登校防止委員会》
      - ・アセスメントによる指導・援助方針を共有する。
      - ・指導・援助体制の構築を図る。
    - ⑤ 問題状況の解消
      - ・サポートチームの構築を図る。
  - (6) いじめ防止年間指導計画(別紙②)
  - (7) 評価と改善
    - ① 学校評価の項目に位置づけ、いじめ防止の取組について評価を行う。
    - ② 評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善策を検討する。
  - (8) 重大事態への対応
    - ① 定義
      - ア いじめにより、児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
      - イ いじめにより児童が相当期間、学校を欠席する(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされていると認められる場合
      - ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあつた場合
    - ② 重大事態への対処
      - ア 伊達市教育委員会に第一報を速やかに入れる。
      - イ 伊達市教育委員会の指導・助言のもといじめ対策チームを設置する。
      - ウ 事実関係を明白にするための調査を実施する。
        - ・いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合は児童生徒を守ることを優先して行う。
        - ・聞き取りが不可能な場合は、保護者の要望・意見を十分に聴取する。
      - エ いじめを受けた児童保護者には、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえる。
      - オ 調査結果を伊達市教育委員会に報告し、結果を踏まえ、必要な措置をとる。

## (別紙②)

## 令和6年度 いじめ防止年間指導計画

伊達市立掛田小学校

月	学級	いじめ防止のための生徒指導実践言十面	生活指導における道徳指導
月	生徒指導部	生徒指導委員会	活動名
4	・学級による交友関係の把握 教育相談随時	・年間の生活目標についての共通理解を図る。	・職員会議で「生活の約束」について共通理解
5	・特に指導を要する児童の把握		・学級・学校内の問題について情報交換、指導に共通理解
6	・「学校を楽しくするためのアン一ト」(上旬) ・教育相談期間（全員） ・Q U検査	・「学校を楽しくするためにアシケート」集計と分析	・月の生活目標についての振り返り（月に1回）
7	・学期の反省	・「夏休みの過ごし方」の内容検討 ・危険箇所の把握	
8	・夏季休業の事前指導	・夏季休業中ににおける児童の問題行動の把握	
9	・校外指導		
10	・特に指導を要する児童の変容 ・学生発表会の練習過程における		
11	・「学校を楽しくするためのアン一ト」(上旬) ・個別懇談へ向けての準備 ・教育相談期間（全員）	・「学校を楽しくするためにアシケート」集計と分析	・特に指導をするための心の木
12	・2学期の反省 ・冬季休業の事前指導	・個別懇談で出された問題点の把握 ・「冬休みの過ごし方」の内容検討 ・いじめ実態追跡調査（6月報告分について）	・「ありがとう」「がんばっているね」「すごいね」「すてきだね」などの褒美點から周囲への気づきを促す。
1	・特に指導を要する児童の変容	・冬季休業中ににおける児童の問題行動の把握	・心の木
2			
3	・「学校を楽しくするためのアン一ト」(上旬) ・特に指導を要する児童の変容 ・3学期休業の事前指導	・「学校を楽しくするためにアシケート」集計と分析 ・「春休みの過ごし方」の内容検討	→